

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

室戸市水道局より大切なお知らせ

2019年(令和元年)10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になります。

2019年(令和元年)10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水装置工事事業者制度に更新制度が導入されます。有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますので注意して下さい。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和元年9月30日～令和2年9月29日の1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日の2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日の3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日の4年間
平成25年4月1日～令和元年3月31日	令和元年9月30日～令和6年9月29日の5年間

初回更新の申請期間については、手続きの平準化のため、複数回に分散して実施する予定です。更新の対象となる指定給水工事事業者様宛に、別途通知いたします。なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●更新申請に必要な書類

- ・指定申請書及び誓約書
 - ・機械器具調書
 - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
 - ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)
- 【厚生労働省令第18条に準拠】

●更新の要件(新規指定と同様)

- ①給水装置主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法で規定された失格要件に該当しない者
- 【水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠】

●指定更新申請時に確認する4項目

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

問い合わせ先
室戸市水道局 工務班
電話 0887-22-5138